2022年1月4日版

**課外活動再開基準（体育系）について**

「課外活動計画書」と「活動指針」は，活動が再開されて構成員が遵守するものであるため，具体的な内容がわかり易く作成され，構成員全体で共有すること。

活動は平日を基本とするが土日祝日も可能とし，1日に3時間以内とする。活動人数も全体練習，屋内の収容人数までの練習を可能とする。

１．団体の構成

① 危機管理を指導されている顧問（教職員）が配置されていること。

② 連絡体制が構築されていること。

２．安全対応

① コロナ対策についての基本的な方針は，広島大学の指針を遵守していること。

② 指針には大学が示した感染防止体制とともに，競技分野の連盟等のガイドラインを参考に，競技内容と広島大学施設の特性を踏まえた安全対策が示されていること。参考にした連盟等のガイドラインを添付されていること。

③ 大学として禁じている活動計画が含まれていないこと。

④ 熱中症等の危険がある場合を除いて，マスクを常時着用されていること。

⑤ 活動前に体調点検を行うこと。

⑥ 活動を自粛したい構成員に参加を強要しないこと

３．練習計画

① 練習計画が示されていること（連盟等ガイドラインを参考に安全対策が取られていることを条件に全体練習も可能とされている）。

② 1日の活動人数の目安と多い場合の対応策が示されていること。

③ 活動は原則として学内とし，場所が明記されていること。

④ 活動は必要な場合には土日祝日も可能で1日３時間内である（＊休日の連絡体制は正確に構築されていること）。

⑤ 屋内施設での練習は，ソーシャル・ディスタンス（できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空け，会話をされている際は真正面を避ける）を遵守されていること。

⑥ 屋外練習でも，場所を特定し，ソーシャル・ディスタンス（できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空け，会話をされている際は真正面を避ける）を遵守し，また周囲の迷惑にならないように心がけていること。

⑦ 安全対策（換気や消毒，人同士の間隔等を含む）の具体が示されていること。

⑧ やむを得ず活動を学外で行う場合や，1つの団体を2グループにして行う場合などの，特例についてはヒアリングを行って了承された計画であること。

⑨ 学外施設を利用されている場合には，以下を条件とされていること。(1)学内に利用できる施設がなく，これまでも学外施設を使っており，(2)学外施設を使うための安全対策について顧問（教職員）が適切な指導を行い，(3) 地域の方に迷惑をかけないこと（「課外活動計画書」に学外施設利用時における安全対策を詳細に記載されていること）。

＊　土日祝日の活動についての連絡体制

・事故や体調不良者への対応のために下記のような内容が可能な連絡網を団体ごとに作成されていること。

① 事故への対応

・負傷者の有無及び負傷状態の確認

・負傷者への適切な応急措置

・負傷者の状況を把握した上で，必要な場合は救急車を要請

・団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡と相談

・大学会館警備員室(Tel：082-424-6149)にも連絡（学生生活支援グループ関係者に伝えてもらうよう依頼されていること）

（なお，平日昼間時間帯の場合，学生生活支援グループ(Tel：082-424-6145)，夜間は上記の大学会館警備員室(Tel：082-424-6149)に連絡されていること）

②体調不良者への対応

練習中や練習後に発熱等の体調不良を起こした場合は，医療機関を受診し，顧問に連絡するとともに，学部チューター又は保健管理センターに症状を伝えること。

4.新入生の勧誘活動について

・勧誘活動は認める。ただし，スペイン広場や霞ヴィオラ周辺等で大人数による構成員勧誘活動(署名活動，ビラ配布も含む)を禁止している。クラブ活動を見学する(させる)行為については三密にならないように配慮すれば許可。

・総合科学部掲示版への掲示は許可。

・１年生が加入した後は２・３年生と同様に対策をして練習に参加させ，「新しい生活様式」による感染防止行動を遵守されていること。

5．活動の制限

① 合宿，コンパ，まとまった人数での会食は，行わないこと。

② 臨床実習，教育実習，介護等体験，博物館実習等に参加する者は，大学が定める期間，当人の健康状態の如何を問わず部活動への参加を禁止。制限は広島県内の新規感染状況によって異なるので詳細は【参考】を参照。

③ 学外からの指導者等の招集は認めるが，次の点に注意されていること。

・顧問（教職員）の許可を得ること。

・学生生活支援グループに学外からの指導者等の許可申請書を提出されていること。

・学外からの指導者等は学内ではマスクを着用し，「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底されていること。

６．新型コロナウイルス感染症疑い学生発生時の注意事項について

○ 新型コロナウイルス感染症疑い学生発生時の注意事項について

学生は，毎朝体温を測定するとともに，発熱（※），倦怠感，咳，息苦しさ，のどの痛み，頭痛，嗅覚・味覚異常の症状がないか確認する。

※発熱とは37.5度以上，又は平熱より１度以上高い場合とする。

（１）上記症状のどれかひとつでも該当する場合は，顧問，チューター又は指導教員，保健管理センターへメール等により連絡する。

（２）かかりつけ医等身近な医療機関に相談か，相談先に迷ったら受診・相談センター（保健所）に電話相談する。

（３）保健管理センターの新型コロナウイルス感染症対応と対応の流れを十分に理解しておく。広島県等の対応に合わせて更新されることがあるので日ごろから点検する。

2020年度の学生健康診断と健康管理について

https://health.hiroshima-u.ac.jp/CU2020.html

（４）PCR検査等・感染・濃厚接触・接触報告・連絡

・学生の場合：学生（又はその保護者等）から顧問，チューター又は指導教員及び保健管理センターに報告

・PCR検査等・感染・濃厚接触・接触報告のWEBに本人又は報告を受けた者が入力する。

新型コロナウイルス感染・（濃厚）接触・PCR/抗原検査報告

https://forms.health.hiroshima-u.ac.jp/user/paper/covid19

【広島大学保健管理センター】

https://health.hiroshima-u.ac.jp/

電話 082-424-6192

【受診・相談センター（保健所）】

東広島市（広島市・呉市・福山市以外の市町）（24 時間）082-513-2567

広島市（24 時間）082-241-4566

呉市（24 時間）0823-22-5858

福山市（24 時間）084-928-1350

-------------------------------------------

【参考】臨床実習，教育実習，介護等体験，博物館実習等に参加する学生の活動制限。

臨床実習（病院・診療所・薬局等の中で実施される実習）に参加する学生については，当該臨床実習の開始前２週間から終了後２週間までは，オンライン以外の課外活動を禁止。

教育実習，博物館実習（館園実習），介護等体験に参加する学生については，開始日の2週間前から，オンライン以外の課外活動を禁止。実習終了後には，体験期間中に，「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が5人以上」となった場合は２週間経過するまで，「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が0~5人未満」であった場合は１週間経過するまで，オンライン以外の課外活動を禁止。

教育実習を受講する皆さんへ（重要なお知らせ）

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyoikujisshu0902.pdf

博物館実習（館園実習）参加にあたっての注意事項

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/hakubutukan0902.pdf

【課外活動再開のために必要な書類】

課外活動再開のためには，課外活動計画書，課外活動指針，緊急連絡網の３点を送付いただいた団体が活動することができます。

なお，活動指針を作成するにあたっては添付ファイル（課外活動再開基準）の内容を盛り込む必要があります。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post\_92.html

【学外指導者招集許可願】

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post\_92.html

【課外活動における公式大会参加等の取扱い】

公式大会等へ参加する場合は，移動の3週間前までに下記の書類を学生生活支援グループへ提出すること（申請は，各団体の大会への参加申し込みまでに申請すること。参加料等は，参加許可がなされない場合も想定して，各団体で対応すること。）。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post\_93.html

【学内・学外での活動許可申請書】

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post\_93.html